

○大府市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市（以下「市」という。）が、学生に対して市における就業体験の機会を提供し、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることにより、開かれた市政を推進するために行う学生の職場体験実習（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの対象者)

第2条 インターンシップの対象は、インターンシップの実施に当たり市と覚書を交わすことができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学中の学生とする。

(インターンシップの期間及び時間)

第3条 インターンシップの期間は、原則として、大学等の長期休暇期間中にあたる毎年7月から9月までのうち、2週間程度（最低5日間以上）で、市が受け入れ可能な期間とする。

2 インターンシップの時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、インターンシップに係る業務の都合により、インターンシップを行う学生（以下「実習生」という。）に事前に通知した上で、これを変更することができる。

(インターンシップの実習形態)

第4条 インターンシップは、原則として、実地により実施する。

(インターンシップの場所)

第5条 インターンシップの場所は、実習生の希望を考慮し、実習生の受入れが可能な部署のうちから調整し、決定するものとする。

(申込手続等)

第6条 インターンシップを希望する大学等は、希望するインターンシップの期間の開始日の概ね3週間前までに大府市インターンシップ申込書（第1号様式）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、実習生の受入れの可否を決定し、その結果を大府市インターンシップ受入可否決定通知書（第2号様式）により、大学等に通知するものとする。

3 大学等は、前項により実習生の受入れを決定する通知を受けたときは、インターンシップの開始前に、市と大府市インターンシップ実施に関する覚書（第3号様式）を交わすとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（第4号様式）

(2) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

(実習生の身分及び処遇)

第7条 実習生には、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

(遵守事項)

第8条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従い、誠実に実習すること。
- (2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。
- (3) 実習中に知り得た一切の秘密を他に漏洩^{えい}しないこと。インターンシップ終了後もまた、同様とする。
- (4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
- (5) インターンシップ中に傷害等を受けた場合は、自己の責任において処理すること。

2 実習生は、前項の規定を遵守することを、第6条第3項第1号の誓約書により確約しなければならない。

(費用)

第9条 インターンシップに要する費用は、無料とする。

(災害補償)

第10条 大学等又は本人は、災害傷害保険に加入するものとし、実習中又は実習先との往復途上において本人に災害が生じた場合、市に責任がある場合を除き、市は一切の責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第11条 大学等又は本人は、賠償責任保険に加入し、インターンシップの実施期間中において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(インターンシップの中止)

第12条 市は、専ら市に起因する事由によりこのインターンシップを中止しようとするときは、大学等及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上^の猶予期間をもって、大学等に当該インターンシップの中止を申し入れるものとする。この場合において、市は、当該インターンシップの残余期間等を考慮しつつ、大学等と協議の上、適切な前後処理策を講ずるものとする。

2 市は、実習生が、次の各号のいずれかに該当し、業務に支障を来すと認められる場合には、直ちにインターンシップを中止することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、インターンシップに参加しないとき。

3 前2項の規定により、大学等又は実習生が損害を被ることがあっても、大学等又は実習生は、その損害を市に請求することができない。

(報告)

第13条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、大府市インターンシップ報告書(第5号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(実習生へのフィードバック)

第14条 市は、インターンシップ終了後、速やかに、インターンシップへの取組姿勢に

対する評価等について、実習生にフィードバックを行うものとする。

(実習生情報の活用)

第15条 市は、インターンシップを通じて取得した氏名、住所、連絡先、学校名及びインターンシップへの取組姿勢等の実習生情報について、採用活動開始以降に限り、市が行う採用を目的とした広報活動及び採用選考活動に活用できるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

大府市インターンシップ申込書

（学生記入欄）

ふりがな			写真欄 （縦4cm×横3cm）	
氏 名				
生年月日	年 月 日生			
学校名及び 学部学科名	（学年 年生）			
現 住 所	〒			
連絡方法	電話番号（携帯可）			
	E-mail（携帯可）			
	緊急連絡先	住 所		
		氏 名	（続柄： ）	
	電話番号			
大府市でのインターンシップを希望する理由（自己PR等含む。）				
就職について考えていること、将来の進路希望				

氏名 _____

第1希望職場	(実習職場名)
希望職場選択理由	
第2希望職場	(実習職場名)
希望職場選択理由	
第3希望職場	(実習職場名)
希望職場選択理由	
上記以外の職場でも良いので、実習を希望する。	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
大府市との関わり	
<input type="checkbox"/> 自宅又は帰省先が大府市内 <input type="checkbox"/> 出身又は在学中の学校が大府市内 <input type="checkbox"/> 就職希望先が大府市内 <input type="checkbox"/> その他（具体的に _____）	
備考（実習できない期間があれば必ずご記入ください。）	

※ 希望する理由等について、記入欄が不足する場合は、別紙で提出いただいても構いません。

氏名 _____

(大学等記入欄)

担当及び 連絡先	担当者所属部署 及び担当者名	
	住 所	
	電 話	
	F A X	
	E-mail アドレス	
実習における単位認定の有無		有 ・ 無
実習に向けた事前学習の有無		有 ・ 無
実習後の学生に対する 評価・評点の方法		
承認欄 (学長・学部長・インターン シップ 担当部長等)	上記学生の大府市インターンシップへの参加を申し込みます。 大 学 等 名 称 及び承認者名 _____	

申込書は返却しませんが、大府市インターンシップ、大府市の採用選考活動以外の目的には、一切利用いたしません。

<その他記入欄>

--

第 号
年 月 日

様

大府市長

大府市インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの受入れの可否につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 学 生 氏 名

2 受入れの可否 可 ・ 否

【否の場合、その理由】

3 そ の 他

【別紙】

1 受入内容

学生氏名	受入部署	実習期間	実習内容

2 事務手続

年 月 日までに下記の書類を秘書人事課に提出してください。

(1) 誓約書 1部

(2) 覚書 1部

(3) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し 1部

※ (1) 及び (2) の書式は、大府市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

大府市インターンシップ実施に関する覚書

大府市インターンシップ実施要綱による学生の実習に関し、大府市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、別紙に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条 実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員として身分は有しない。

（実習期間等）

第3条 各実習生の実習期間は別紙のとおりとする。

2 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

（実習カリキュラム等）

第4条 実習のカリキュラム並びに甲における実習担当者の氏名及び職名は別に定める。

（法令等の遵守）

第5条 乙は、実習生に対し、実習期間中、甲の職員と同様に法令（甲の条例・規則等を含む。）及び大府市インターンシップ実施要綱を遵守させるとともに、実習のカリキュラムの遂行に当たっては、甲の実習担当者の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

2 乙は、実習生に対し、実習を通じて知り得た秘密を実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らさないよう指導、徹底するものとする。

（名札の着用等）

第6条 乙は実習の実施に当たり、実習生に品位ある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の指定する名札を着用させなければならない。

（賃金等）

第7条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

（災害補償等）

第8条 甲は、実習生の実習期間中における災害又は実習生の自宅と実習先との往復途上での災害に対して、甲に責任がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

（実習の実施状況の把握）

第9条 乙は、必要があるときは、実習生の実習状況について甲に照会することができるものとする。

（報告等）

第10条 乙は、実習生に関する身分、その他重要な事項について変動があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(実習の中止)

第11条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上猶予期間をもって、乙に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な前後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき。

(3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき。

3 前2項の規定により、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生はその損害を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第12条 乙は、実習生が実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(実習生情報の活用)

第13条 甲は、インターンシップを通じて取得した実習生情報について、採用活動開始以降に限り、甲が行う採用を目的とした広報活動及び採用選考活動に活用できるものとする。

(有効期間)

第14条 この覚書の有効期間は覚書締結の日から実習期間満了の日までとする。

(その他)

第15条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 大府市中央町五丁目70番地

大府市長

(乙) 住 所

名 称

誓約書

（あて先）
大府市長

この度、私が大府市において実習するに当たっては、下記の事項を厳守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、職員の指示に従い、及び報告を怠ることなく、誠実に実習します。
- 2 大府市の名誉を毀損するような言動及び大府市が行う事業を阻止するような言動は行いません。
- 3 実習期間中に知り得た秘密は、一切漏洩^{えい}しません。実習終了後においても同様とします。
- 4 実習において、大府市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
- 5 実習期間中、自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、大府市に迷惑をかけることなく自己の責任において処理します。
- 6 実習期間中は、大府市インターンシップ実施要綱をはじめ、地方公務員法その他の法令（条例、規則等を含む。）を遵守します。

年 月 日

大学等名称 _____

学部学科名 _____ (学年 年)

氏 名 _____

大府市インターンシップ報告書

提出日： 年 月 日

学校名及び学部 学科名	
氏名	
受入部署	
実習期間	
実習内容	
以下の質問について、該当する番号に○をつけてください。	
A インターンシップの経験はどのようなものでしたか。 1 とても良い経験だった 2 良い体験だった 3 それほどでもなかった	
B インターンシップの実施時期は適切でしたか。 1 適切だった 2 適切ではなかった（理由： ）	
C インターンシップの期間は適切でしたか。 1 長い 2 ちょうど良い 3 短い	
D インターンシップに参加して、市役所の仕事への関心は高まりましたか。 1 とても高まった 2 高まった 3 あまり変わらなかった	
E あなたは、将来、大府市の職員として仕事をしてみたいと思いましたか。 1 思う 2 思わない 3 わからない	
感想・意見要望など （自由記述欄）	